

随意契約結果表

所 属	新型コロナウイルス対策グループ
契約日	令和 4 年 6 月 2 1 日
契約業者名	(株) クスリのサンロード
品 名	山梨県自宅療養者用生活支援物資及び支援物資倉庫保管料
単 価 (1セットあたり)	限度額 32,483,100円 (単価契約：物資 15,311円, 保管料 22,000円)
随意契約理由	<p>当該業務は、生活支援物資を希望する患者に速やかに届けるために、自宅療養者の急激な増減に対応して、</p> <ul style="list-style-type: none">① 常に必要となる量の生活支援物資の確保② ①の量に対応した箱詰め等の作業人員の確保③ ①の保管、②の作業を行う倉庫の確保 <p>が必要となる業務である。</p> <p>人命に関わる業務であることから、常時稼働状態にある必要があり、競争入札の手続きを取ると時機を失し業務に著しい支障が生じることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約とした。</p> <p>契約期間：令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 7 月 1 5 日</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号

随意契約結果表

所 属	新型コロナウイルス対策グループ
契約日	令和 4 年 7 月 8 日
契約業者名	(株) クスリのサンロード
品 名	山梨県自宅療養者用生活支援物資及び支援物資倉庫保管料
単 価 (1セットあたり)	限度額 65,094,640円 (単価契約：物資 15,311円, 保管料 22,000円)
随意契約理由	<p>当該業務は、生活支援物資を希望する患者に速やかに届けるために、自宅療養者の急激な増減に対応して、</p> <ul style="list-style-type: none">① 常に必要となる量の生活支援物資の確保② ①の量に対応した箱詰め等の作業人員の確保③ ①の保管、②の作業を行う倉庫の確保 <p>が必要となる業務である。</p> <p>人命に関わる業務であることから、常時稼働状態にある必要があり、競争入札の手続きを取ると時機を失し業務に著しい支障が生じることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約とした。</p> <p>契約期間：令和 4 年 7 月 16 日から令和 4 年 7 月 23 日</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

随意契約結果表

所 属	新型コロナウイルス対策グループ
契約日	令和 4 年 7 月 1 5 日
契約業者名	(株) クスリのサンロード
品 名	山梨県自宅療養者用生活支援物資及び支援物資倉庫保管料
単 価 (1 セットあたり)	限度額 6 1, 3 5 4, 0 0 0 円 (単価契約：物資 1 5, 3 1 1 円, 保管料 2 2, 0 0 0 円)
随意契約理由	<p>当該業務は、生活支援物資を希望する患者に速やかに届けるために、自宅療養者の急激な増減に対応して、</p> <ol style="list-style-type: none">① 常に必要となる量の生活支援物資の確保② ①の量に対応した箱詰め等の作業人員の確保③ ①の保管、②の作業を行う倉庫の確保 <p>が必要となる業務である。</p> <p>人命に関わる業務であることから、常時稼働状態にある必要があり、競争入札の手続きを取ると時機を失し業務に著しい支障が生じることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約とした。</p> <p>契約期間：令和 4 年 7 月 2 4 日から令和 4 年 7 月 2 8 日</p>
随意契約の根拠 法令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号

随意契約結果表

所 属	新型コロナウイルス対策グループ
契約日	令和 4 年 7 月 2 2 日
契約業者名	(株) クスリのサンロード
品 名	山梨県自宅療養者用生活支援物資及び支援物資倉庫保管料
単 価 (1 セットあたり)	限度額 6 6, 6 6 8, 8 5 0 円 (単価契約：物資 1 5, 3 1 1 円, 保管料 2 2, 0 0 0 円)
随意契約理由	<p>当該業務は、生活支援物資を希望する患者に速やかに届けるために、自宅療養者の急激な増減に対応して、</p> <ol style="list-style-type: none">① 常に必要となる量の生活支援物資の確保② ①の量に対応した箱詰め等の作業人員の確保③ ①の保管、②の作業を行う倉庫の確保 <p>が必要となる業務である。</p> <p>人命に関わる業務であることから、常時稼働状態にある必要があり、競争入札の手続きを取ると時機を失し業務に著しい支障が生じることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約とした。</p> <p>契約期間：令和 4 年 7 月 2 9 日から令和 4 年 7 月 3 1 日</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号